

「最善の利益」(量) か 「人としての尊厳」(質) か うやむやで、埋没する支援内容

世界人権宣言

児童の権利宣言

児童福祉法

世界人権宣言

前文 (冒頭)

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である・・・

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。・・・

児童の権利宣言

前文

人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものである・・・

2条

この目的のために法律を制定するに当つては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。・・・

7条

児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。

児福法

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、・・・

「最善の利益」(量)では、「出来るだけ」という意味になり、支援内容が見えてこないのが、評価のしようがない。
「人としての尊厳」(質)であれば、支援内容を検証できる。



世界人権宣言 第一条
すべての人間は、生れながらにして自由であり、
かつ、尊厳と権利とについて平等である。

世界人権宣言（仮訳文） 1948.12.10 国連

前文（冒頭）

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である・・・

児童の権利宣言 7条
児童の最善の利益をその指導の原則
としなければならない。